

第1回業務研修会 法務局:研修1に関する質問と回答

1. 『所有者不明土地対策のための筆界認定に関する表示登記の運用見直しについて』

見直し点の中に隣地所有者の押印と印鑑証明書を求めないとありますが、

質問⇒ 実際に立会い証明書では署名のみで押印は不要ですか？

回答⇒ 立会証明書への押印は必ず必要としません。以前より署名で問題ありません。

質問⇒ 立会証明書を印鑑証明書を添付しないときに「本人が署名押印したことに間違いありません。」と書きましたが、これからは不要ですか？

回答⇒ 以前は当職の証明が必要とされましたが、これからは不要と考えます。

2. 『筆界確認情報の取扱いに関する指針について』 資料5頁

質問⇒ 筆界関係登記を申請する場合、隣接地に復元基礎情報(平成17年3月7日以降に作成された地積測量図等)があり、その情報に基づいて測量を行い筆界確認情報を添付せずに申請した場合でも、画地調整図等の添付は必ず添付しなければならないものですか？

回答⇒ 筆界確認情報を添付せず申請する場合は、申請以前に過去の資料等を登記官に説明し登記申請したほうがスムーズにいくと思われます。

登記官から画地調整図等の要求があれば添付し、必ず添付するものではないと考えます。